



資料 4

教生第 4 1 5 号

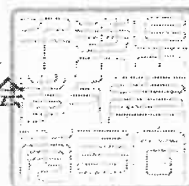
千葉県生涯学習審議会会長 様

「千葉県における生涯学習推進の在り方」について（諮問）

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年 法律第 7 1 号）第 1 0 条第 2 項の規定により、別紙のとおり諮問します。

令和 4 年 6 月 2 4 日

千葉県教育委員会



別紙

(諮問事項)

千葉県における生涯学習推進の在り方について

(諮問理由)

千葉県では、平成4年に策定した「千葉県生涯学習推進基本構想」において、「県民が生涯を通じていつでも、どこでも、だれでも学習でき、学習した成果が社会の中で活かされるような環境づくりをめざすこと」を基本目標として位置づけ、この考え方を基に生涯学習を推進してきた。

この間、平成20年に出された国の中央教育審議会答申では、生涯学習の振興のための施策を推進するに当たり、「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点をもつことが重要とされた。また、令和2年には、同審議会生涯学習分科会において、人生100年時代・Society5.0の到来、社会的包摂の必要性の高まりなどを背景とし、新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向けて、「学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用」「新しい技術を活用した「つながり」の拡大」「学びと活動の循環・拡大」「個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進」について示されるなど、生涯学習・社会教育をめぐる社会の要請が大きく変化している。

現在千葉県では、令和2年に策定した「第3期千葉県教育振興基本計画」に基づき、人生100年時代を見据えた生涯学習推進の各施策に取り組んでおり、令和4年3月に策定した「千葉県総合計画」では、取組の基本方向として「県民誰もが必要に応じて学習できる多様な学びの場の充実」「社会を支える人材として必要な知識等の学び直しの支援」により、生涯にわたり活躍できる場づくりを推進することとした。

このたび、本県において、生涯学習を体系的に推進していくための10年先を見据えた方針を定めることにより、県・市町村・民間が目標を共有し、適切な役割分担のもと互いに連携・協働し、新しい時代に合った生涯学習社会を実現するため、標記のとおり諮問する。